



福岡医発第204号(地)
平成18年 4月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



築上町の乳幼児医療制度の拡大について

築上町において、町独自の少子化対策の一環として、平成18年4月1日から、乳幼児医療費支給制度の「入院外」について、現行の「3歳到達月末」から「6歳に達する日以後最初の3月31日（就学前）まで」に拡大する旨、別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、この制度の実施方法は、従来どおり現物支給方式となりますが、保険適用外医療、生活保護、母子家庭等医療費受給資格者、重度心身障害者医療受給資格者は、築上町の乳幼児医療制度の対象とはなりません。

また、新しい医療証は3月下旬に対象者へ送付されております。

記

【築上町乳幼児医療制度の拡大】

入 院 外	改正前（平成18年3月まで）	改正後（平成18年4月以降）
	3歳到達月末	6歳に達する日以後最初の3月31日（就学前）まで

※実施時期：平成18年4月1日診療分から

※助成範囲：保険適用分の医療費（初診料・往診療などの自己負担相当額は除く）
保険適用外医療、生活保護、母子家庭等医療費受給資格者及び重度心身障害者医療費受給資格者は対象外

※実施方法：現物支給方式

（問い合わせ先）

〒829-0392

福岡県築上郡築上町大字椎田891-2

築上町役場 住民課保険係

TEL：0930-56-0300（内線234）

FAX：0930-56-0334



(公印省略)

平成 18 年 4 月 1 日

関係者各位

築上町長 新川 久三
(住民課 保険係)

築上町の乳幼児医療制度の拡大について

陽春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、築上町の医療保険行政につきましては格別なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、築上町におきましては、町独自の少子化対策の一環として、平成 18 年 4 月 1 日から、乳幼児医療費支給制度の「入院外」について、現行の「3 歳到達月末」から「6 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日(就学前)まで」拡大することになりました。

新しい制度については、福岡県国民健康保険団体連合会と協議を行い、医療費は従来どおり、初診料・往診料などの自己負担分相当額を除き、現物給付方式で処理していただくよう協議をお願いしたところであります。

なお、保険適用外医療、生活保護、母子家庭等医療費受給資格者、重度心身障害者医療費受給資格者は町の乳幼児医療の対象となりません。

何分にも制度の決定から実施まで期間が短くご迷惑をおかけしますがよろしく願いいたします。

新しい乳幼児医療証は 3 月下旬にかけて築上町民の皆様へ御送付いたしました。

医療証の有効期限欄の「入院外」「入院」の年月日は同じ日となっています。

また、この件につきまして会員様に周知の機会がございましたら、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

〒829-0392

福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

築上町役場 住民課 保険係

TEL 0930-56-0300 (内線 234)

FAX 0930-56-0334

